② 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、申請期限の日において次の要件を満たすものとする。

① 建設業法（昭和24年法律第100号）の鋼構造物工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 平成19年４月１日以降に、発注者から直接請負った者（以下「元請け」という。）として完成・引き渡しが完了した、下記㋐の要件を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

全ての構成員が下記㋐の実績を有していること。

㋐ 鋼橋上部工事で、次の⒜から⒠の要件を満たす施工実績。

⒜ 道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝ 橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工実績としてよい。

⒞ 最大支間長が65m以上であること。

⒟ 架設方法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法（クローラクレーン含む）

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

⒠ 施工実績が適切なものであること。

ただし、⒜から⒠は同一橋梁での施工実績であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

③ 全ての構成員が主任技術者又は監理技術者を配置できることとし、次に掲げる基準を満たすものとする。専任の要否は関係法令による。

㋐ 土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

㋑ 平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ｉ）の要件を満たす工事の施工経験を有する者であること

甲型又は乙型の共同企業体構成員の技術者として従事した施工経験については、共同企業体構成員が以下のいずれかに該当するものに限る。

・甲型共同企業体については、構成員の出資比率が20％以上であること。

・乙型共同企業体については、構成員が施工を行った分担工事のものであること。

なお、当該施工経験が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

全ての構成員の技術者が下記ｉ）の要件を満たしていること。

ｉ）鋼橋上部工事で、次の⒜から⒠の要件を満たす施工経験。

⒜ 道路橋（Ａ活荷重以上）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。

⒝ 橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の新設工事であること。なお、鋼床版鈑桁橋、並びに単純鋼床版箱桁橋は施工経験としてよい。

⒞ 最大支間長が65ｍ以上であること。

⒟ 架設方法が下記の工法以外の工法であること。

・トラッククレーン工法（クローラクレーン含む）

・トラッククレーンステージング工法（クローラクレーン含む）

⒠ 施工経験が適切なものであること。

ただし、⒜から⒠は同一橋梁での施工経験であること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。

⑤ 主任技術者の資格については、関係法令及び共通仕様書等に加え、登録基幹技能者講習修了証を有する者も要件を満たすものとする。

⑶ 出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６⑴へアクセスして入手するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（同７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７⑴①の認定を受けていない構成員が同７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10 資格の有効期間　特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「国道７号　中谷地地区橋梁上部工工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

阪神高速道路株式会社における2023・2024年度（令和５・６年度）建設工事及び2021～2024年度（令和３～６年度）測量・建設コンサルタント等の業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする方の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和４年10月７日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長　吉田　光市